

八千代町へ転入される方の 住宅の取得をサポートします！

最大

50万円

転入者住まい 応援助成金

助成金の概要 平成29年4月1日以降に八千代町に転入し、転入後3年以内に新築住宅または中古住宅を取得した方に助成金を交付します。

【対象となる方】

平成29年4月1日以降に転入し、転入後3年以内に新築住宅または中古住宅を取得した方。

【対象となる要件】

以下のすべての要件を満たしている場合に対象となります。

- ① Uターン者の場合は、転入後1年以上を経過していること。
- ② 令和6年12月31日までに住宅の登記を完了すること。
- ③ 共有名義の場合、共有名義者全員の同意を得ること。

【助成金額】

- 基本助成金 **新築住宅30万円、中古住宅10万円**
- 加算助成金 **新婚世帯（婚姻後3年以内）10万円**
子育て世帯（義務教育修了前の児童を養育）10万円

【申請方法】

必要な書類をまちづくり推進課窓口へ提出してください。

【問い合わせ先】

八千代町役場 企画財政部 まちづくり推進課 総合戦略室

〒300-3592 結城郡八千代町菅谷1170番地 TEL. 0296-48-1111



八千代町転入者住まい応援助成金交付手続の流れ

平成 29 年 4 月 1 日以降に八千代町に転入し、平成 29 年 4 月 1 日から
令和 6 年 12 月 31 日までに新築・中古住宅を取得した方に助成します。
※町外に転出して1年以上を経過してから平成29年4月1日以降に転入した方、
または平成29年4月1日以降に、初めて転入して定住する方が対象となります。

取得した住宅に住民登録をする。

新築・中古住宅の登記申請をする。

○ 申請に必要な書類を、まちづくり推進課 総合戦略室へ提出してください。

【必要となる書類】

- ① 八千代町転入者住まい応援助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 建物登記簿の全部事項証明書の写し
- ③ 居住用面積が確認できる書類（建物平面図等）
- ④ 住宅の工事請負契約書の写し（建築の場合）
- ⑤ 住宅の売買契約書の写し（購入の場合）
- ⑥ 共有名義同意書（様式第2号。共有名義である場合）
- ⑦ 承諾書兼誓約書（様式第3号）
- ⑧ 申立書（様式第4号）

○ 町において、申請書類の審査および申請者の調査（納税状況等）を行います。
（八千代町転入者住まい応援助成金交付要綱に基づく）

○ 申請者に、八千代町転入者住まい応援助成金交付決定通知を送付します。

○ 交付決定通知を受けとった方は、請求書を町へ提出してください。

○ 指定された口座に、助成金を振り込みます。

【注意事項】

- ①助成金の交付を受けてから5年間は、住民登録や税務に関する資料を調査・閲覧します。
- ②支給対象者として要件を満たさないことが明らかになったときは、返還請求いたします。